

多摩地区実業団剣道大会規程

第1条（目的）

この規程は、多摩地区実業団剣道連盟(以下「連盟」という)の剣道大会を円滑に運営するために定めるものである。

第2条（適用範囲）

この規程は連盟規約に基づく剣道大会に適用するものである。

第3条（役員、審判員及び係員）

この大会は次の役員、審判員、係員をおく。

3-1 役員

1. 大会会長 (1名) 事務局からの選出決定がない場合には連盟会長が務める。
2. 連盟会長 (1名)
3. 相談役 必要に応じ連盟会長が任命する。
4. 連盟副会長 (1名)
5. 審判長 (1名) 連盟会長が任命する。
6. 理事 (若干名)

3-2 審判員

1. 審判主任 (各試合場1名) 審判長が任命する。
2. 審判員 (若干名) 理事会で決定する。

3-3 係員

1. 試合場運営総責任者 (1名) 運営委員会で決定する
2. 試合場運営責任者 (各試合場1名) 同上
3. 選手係 (各試合場2名) 同上
4. 掲示・記録係 (各試合場2名) 同上
5. 時計係 (各試合場2名) 同上
6. 救護係 (1名) 看護の資格のあるものとする。

第4条（開催）

この大会は春季・秋季の年2回とし、開催日及び会場は運営委員会で決定する。

第5条（大会種目および出場選手の資格）

各大会における試合種目、出場選手の資格および試合方法は以下とする。

出場人数およびチーム数には特に制限を設けない。

チームの編成は各加盟団体とし、混成をしてはならない。

5-1 春季大会

1. 個人戦 男子

- ①三段以下成年の部
 - ②三段以下壮年の部
 - ③四・五段成年の部
 - ④四・五段壮年の部
 - ⑤六段・七段の部 年齢は55歳以下とする。
- ①～④の資格年齢はおよび段位は4月1日現在とする。
①～④の年齢制限の詳細は大会実施要綱で通知する。

2. 個人戦 女子

段位、年齢の制限は設けない。

原則として試合方法はリーグ戦の後トーナメント戦を行なう。

5-2 秋季大会

1. 団体戦

5人制とし原則としてリーグ戦の後トーナメント戦を行なう。
出場資格は七段以下とし、七段は1名までとする。
段位は9月1日現在とする。

2. 紅白対抗戦

7組以下とし秋季大会に行なう。
選手は原則として六段以上とし次による。
①原則として各加盟団体から段別に代表1名を推薦する。
②連盟会長が推薦する。
選手の選考基準は多摩地区実業団剣道大会規程・細則（以下細則という）による。

第6条（出場資格の停止）

第5条に違反した者およびチームに対し、その大会の出場を審判長の判断により停止する事が出来る。又、後日判明した場合は失格とし、入賞を取り消す事が出来る。

第7条（大会の準備および進行）

この大会の準備は、加盟団体の協力を得て事務局が下記事項を遂行する。

7-1 大会準備

1. 大会案内
2. 広告依頼
3. プログラムの作成
4. 個人戦の組合せ（事務局に一任）
5. 団体戦の組合せ（運営委員会にて公開抽選）
6. 大会に必要な備品の調達（備品リストによる）
7. 審判依頼
8. 役員・審判等への謝礼
9. その他大会に必要な事項

7-2 この大会の進行は、試合場運営総責任者が務める。

第8条（出場選手の変更）

出場選手の変更は各加盟団体が事務局に開会式までに届けなければならない。但し、団体戦出場者のポジション移動およびチーム間の移動は認めない。
尚、試合開始後に団体戦のメンバーが怪我で交替する場合のみ、審判長の判断で交替を認める。
団体戦にて2チームを登録しているが、1チームが欠場し、出場するチームに欠員が出た時は欠場したチームより補充する事が出来る。その時は欠場者の多いチームを潰さなければいけない。欠場者が同じ時はAチームを生かす。

第9条（審判員）

審判は3人制とする。但し、審判員の数が少ない場合は審判長の判断により2人制にする事が出来る。

審判員の資格は次の通りとする。

六段以上

第10条（試合規程）

試合規程は原則として全日本剣道連盟剣道試合・審判規則および細則に準ずる。但し、状況に応じて審判長の判断で変更する事が出来る。

第11条（入賞）

個人戦、団体戦とも3位までとし、3位は双方とする。

入賞団体、個人に対し、賞状、商品を与えるものとする。

第12条（連盟会長賞・優秀選手賞）

12-1 連盟会長賞

秋季大会において団体戦の準決勝進出チームの中で特に試合態度、技量共に優秀であると認められた個人に対し賞状、連盟会長杯を与える。

12-2 優秀選手賞

紅白対抗戦（秋季大会）において特に試合態度、技量共に優秀であり他の模範となるものと認められた選手（1名）に対し賞状、優秀選手杯を与える。

12-3 連盟会長賞・優秀選手賞の最終決定は連盟会長が行なう。

第13条（運営費用）

別途細則に定める。

第14条（規程の改訂及び廃止）

この規程は総会の決議により改訂及び廃止する事ができる。

第15条（規程の施行）

この規程は昭和53年4月1日から施行する。

第1回改訂	平成5年	4月	1日
第2回改訂	平成9年	4月	1日
第3回改訂	平成12年	4月	1日
第4回改訂	平成18年	4月	1日
第5回改訂	平成18年	9月	13日
第6回改訂	平成19年	3月	14日
第7回改訂	平成20年	3月	19日
第8回改訂	平成27年	3月	4日
第9回改訂	平成28年	3月	9日
第10回改訂	平成30年	3月	14日
第11回改訂	平成31年	3月	13日

多摩地区実業団剣道大会規程・細則

多摩地区実業団剣道連盟大会規程（以下規程という）の施行に当たり、規程を補完する目的として運営上の必要事項を定める。

第5条（大会種目および出場選手の資格）

大会種目には日本剣道形演武を行う。

春季大会の演武者は原則として翌年の幹事事業所が務める。

秋季大会の演武者は連盟推薦とし原則的に刃引きで行うものとする。

なお、刃引きは連盟から貸与する。

5-2 秋季大会

2. 紅白対抗戦

選手の選考は推薦者の中から以下を考慮し理事会で決定する。

①日頃の試合態度・技量共に段位に相応しいもの。

②他の模範となる指導者を目指しているもの。

組数は参加人数等大会運営上の都合により理事会の判断により変更する事が出来る。

第7条（大会の準備および進行）

10. その他大会に必要な事項には以下を含める。

傷害保険

第13条

(1)	大会参加費	個人戦1人	800円
		団体戦1チーム	4,000円
(2)	謝礼（大会毎）	連盟会長	10,000円
		相談役	6,000円
		連盟副会長	6,000円
		審判長	10,000円
		理事	3,000円
		運営委員長	3,000円
		運営副委員長	3,000円
		審判員	3,000円
	救護員	5,000円	
	試合場運営責任者	3,000円	

来賓（お祝いを頂いた時） 手土産

注記 兼任の場合には、上位役を適用する。

附則

この細則は平成20年3月19日から施行する。

第1回改訂 平成22年 3月17日

第2回改訂 平成27年 3月 4日

第3回改訂 平成30年 3月14日

第4回改訂 平成31年 3月13日